

## 税制改正についてお知らせします

(計算例)

◆**所得税，市・県民税は次のように変わります。**（社会保険料を25万円，生命保険料を12万円，損害保険料を8千円，支払っている場合で計算しています）

平成17年1月1日現在65歳以上で，公的年金収入が288万円，配偶者を扶養にしている場合

改正前	所得	税額
所得税		非課税
市・県民税	141万円	4,500円 (内 均等割 4,500円)



改正後	所得	税額
所得税		49,300円
市・県民税	168万円	38,200円 (内 均等割 4,500円)

平成17年1月1日現在65歳以上で，公的年金収入が288万円，扶養している人がいない場合

改正前	所得	税額
所得税		18,100円
市・県民税	141万円	17,600円 (内 均等割 4,500円)



改正後	所得	税額
所得税		79,700円
市・県民税	168万円	53,500円 (内 均等割 4,500円)

平成17年1月1日現在65歳以上で，公的年金収入が200万円，配偶者を扶養にしている場合

改正前	所得	税額
所得税		非課税
市・県民税	60万円	非課税



改正後	所得	税額
所得税		非課税
市・県民税	80万円	1,800円 (内 均等割 1,800円)

◆**国民健康保険料は次のように変わります。(平成17年度料率により算定)**

詳しくは国保年金係 ☎82-1177) へお問い合わせください。

平成17年1月1日現在65歳以上で，公的年金収入が300万円，配偶者を扶養にしている場合

改正前	所得	保険料額	備考
所得割	150万円	101,790円	
均等割	(22,800円×2人)	45,600円	
平等割		21,600円	
計		168,990円	



改正後	所得	保険料額	備考
所得割	180万円	127,890円	
均等割	(22,800円×2人)	45,600円	
平等割		21,600円	
計		195,090円	

平成17年1月1日現在65歳以上で，公的年金収入が258万円，配偶者を扶養にしている場合

改正前	所得	保険料額	備考
所得割	118万円	73,950円	
均等割	(18,240円×2人)	36,480円	2割軽減
平等割		17,280円	2割軽減
計		127,710円	



改正後	所得	保険料額	備考
所得割	138万円	91,350円	
均等割	(22,800円×2人)	45,600円	
平等割		21,600円	
計		158,550円	

平成17年1月1日現在65歳以上で，公的年金収入が212万円，配偶者を扶養にしている場合

改正前	所得	保険料額	備考
所得割	72万円	33,930円	
均等割	(11,400円×2人)	22,800円	5割軽減
平等割		10,800円	5割軽減
計		67,530円	



改正後	所得	保険料額	備考
所得割	92万円	51,330円	
均等割	(18,240円×2人)	36,480円	2割軽減
平等割		17,280円	2割軽減
計		105,090円	

平成17年1月1日現在65歳以上で，公的年金収入が188万円，配偶者を扶養にしている場合

改正前	所得	保険料額	備考
所得割	48万円	13,050円	
均等割	(6,840円×2人)	13,680円	7割軽減
平等割		6,480円	7割軽減
計		33,210円	



改正後	所得	保険料額	備考
所得割	68万円	30,450円	
均等割	(11,400円×2人)	22,800円	5割軽減
平等割		10,800円	5割軽減
計		64,050円	

◆**介護保険料についても，税額変更により保険料の段階が変わることがあります。**

詳しくは介護保険係 ☎82-1172) へお問い合わせください。

問い合わせ先 所得税については  
市・県民税については

厚狭税務署 ☎72-0180)  
税務課市民税係 ☎82-1125)

11月11日(金)～17日(木)は「税を考える週間」です